



発行 東京都

目次

75

規則

○東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則………（主税局税制部税制課）…
○東京都宿泊税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則………（同）………

規則

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十七号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則（平成十四年東京都規則第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の」を削り、同項第一号を次のように改める。

- 一 第三項の規定による申請の際に、同項の申請書を提出した日の属する月（以下この条において「申請月」という。）及び申請月の前二月の各月において提出すべき納入申告書（条例第七条第一項に規定する納入申告書をいう。以下この条において同じ。）を条例第七条第一項の規定により提出していること。

第三条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「適用年の

前年の一月一日」を「申請月の前二月の初日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「適用年の前年の一月一日」を「申請月の前二月の初日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の」を「第三項の規定による」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「適用年の一月三十一日」を「次項に規定する期限」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第一項第一号の規定による納入申告書の提出の有無

第三条第二項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 次の表の上欄に掲げる月から条例第七条第二項の規定による納入申告書の提出を行うおとする者は、それぞれ同表の下欄に掲げる期限までに、前項の申請書を知事に提出しなければならない。

三月	上欄に掲げる月の属する年の前年の十月末日まで
六月	上欄に掲げる月の属する年の一月末日まで
九月	上欄に掲げる月の属する年の四月末日まで
十二月	上欄に掲げる月の属する年の七月末日まで

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定は、次項の規定による申請の際に、申請月の末日までに提出すべき納入申告書の提出がなかった場合について準用する。この場合において、前項第一号中「及び申請月の前二月の各月」とあるのは、「の前三月の各月」と読み替えるものとする。

第四条第一項中「一万円」を「一万三千元」に改める。

第六条の表三の項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同表四の項中「第三条第三項」を「第三条第五項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同表十五の項の次に次のように加える。

十六 条例第八条の二第一項又は第二項の規定による申告書	別記第十六号様式
十七 条例第八条の二第一項又は第二項の規定による申請書	別記第十七号様式
十八 条例第八条の二第一項又は第二項の規定による申請に対する通知書	別記第十八号様式
十九 条例第八条の二第三項の規定による申請書	別記第十九号様式
二十 条例第八条の二第三項の規定による申請に対する通知書	別記第二十号様式
二十一 宿泊税過料処分通知書	別記第二十一号様式
二十二 宿泊税過料処分報告書	別記第二十二号様式
二十三 宿泊税過料処分整理簿	別記第二十三号様式

第七条中「、同条第二項第二号ホ中「三年」とあるのは「三年（書類にあつては二年）」とを削る。

別記第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第2号様式 (条例第7条関係)

宿泊税納入申告書

都税事務局長 宛
支 庁 長

※ 急理事項
通信日付印 確認
年 月 日

受付印

住所
都道府県 市区町村 町名
〒 都道府県 市区町村 丁目 番 号 ビル名等

特別徴収義務者
法人 代表者名
個人 氏名
証票番号
この申告書に
応ずる者
氏名
電話番号
区市町村 町名

所在地
名称

年	月	分	①課税標準額の総額（1人1世当たりの課税標準額の合計金額）	宿泊の総数（課税対象宿泊数＋課税免除宿泊数）	宿泊
			0 0 円		
年	月	分	②課税 ①×②＝総額	課税対象宿泊数	泊
			100分の3		

年	月	分	①課税標準額の総額（1人1世当たりの課税標準額の合計金額）	宿泊の総数（課税対象宿泊数＋課税免除宿泊数）	宿泊
			0 0 円		
年	月	分	②課税 ①×②＝総額	課税対象宿泊数	泊
			100分の3		

(日本産業規格A列4部)

備考 1 この様式は、宿泊税の納入申告をする場合に使用すること。
2 年月分の欄は、宿泊行為のあった年月を併せて上の欄から記載すること。

第3号様式 (第3条関係)



※ 処理 事項	発信年月日	確認
	通信日付印	

宿泊税申告納期限の特例適用者指定申請書

年 月 日

都税事務所長 宛
支 庁 長

特別徴収義務者
住所
氏名 (名称及
び代表者名)
証票番号

年1・4・7・10月申告納入分から東京都宿泊税条例第7条第2項の適用を受けたいので、申請します。

所在地	電話 ()		
名称			
施設	直近3箇月の申告実績	有・無	
	特例適用者指定の取消	有・無	取消年月日 年 月 日
	加算金の決定	有・無	決定年月日 年 月 日
	帳簿の記載及び保存	有・無	書類の作成及び保存 有・無

(日本産業規格A列4番)

備考 適用を受けたい月を○で囲むこと。

別記第四号様式中「4月」を「 月」に改める。
別記第五号様式を次のように改める。

第10号様式(第5条関係)

宛

年月日

都税事務所長
支 庁 長

選 付
宿泊税 納入義務免除 決定通知書

年月 日に申請のあった宿泊税の 納入義務の免除 について、東京都宿泊税条例第9条第1項の規定に該当するものと認め、次のとおり、宿泊税の 納入義務の免除 付をすることとしましたので、通知します。

施設	所在地
名称	

区分	課税標準額	税 額	選 付 する税額
年月分	円	円	円
(摘要)			

(日本産業規格A列4番)

備考1 選 付
宿泊税 納入義務免除 不許可決定通知書にあつては、この様式を準用すること。

この場合において、「該当する」とあるのは「該当しない」と、「選 付をしない」とあるのは「選 付をしない」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別記第2に準じた教示の文を付すこと。
- 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

別記第十号の二様式中

区分	課税標準額	税 額	宿泊数
更正の請求前	税率100円 税率200円 合 計	円	泊
更正の請求後	税率100円 税率200円 合 計	円	泊

を

区分	課税標準額	税 額	宿泊数
更正の請求前		円	泊
更正の請求後	円	円	泊の総数 課税対象宿泊数 泊

に

改め、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

別記第十二号様式中

更正決定 課税標準額	100円 300円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
宿泊数	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊

を

改める。

別記第十四号様式を次のように改める。

第14号様式(第7条関係)

宿泊税台帳										番号	
特別徴収義務者	住所		課税標準額	税額	宿泊の総数	課税対象宿泊数		所在地		種別	
	氏名 (名称)	年月日				加算申告	不申告	名称	収容人数 客室数		
月分	申告分										
月分	更正決定分										
月分	申告分										
月分	更正決定分										
月分	申告分										
月分	更正決定分										
月分	申告分										
月分	更正決定分										
月分	申告分										
月分	更正決定分										
月分	申告分										
月分	更正決定分										
月分	申告分										
月分	更正決定分										

(日本産業規格A列4番)

別記第十五号様式の次に次の八様式を加える。

第16号様式(条例第8条の2関係)

都税事務所長 宛 支 片 長 宛 特別徴収義務者 住所 フリガナ 氏名(名称)及 び代表者名) 証票番号 電話番号				年 月 日
宿泊税 納税管理人申告書				
この度、私の納入すべき宿泊税に係る徴収金について、納入に関する一切の事項を 処理させるため次のとおり納税管理人を 変更し 定め ましたから申告します。 解除し				
新 納税管理人	住所等 フリガナ	電話番号 ()	生年月日	年 月 日生
旧 納税管理人	住所等 フリガナ 氏 名 (名称)	電話番号 ()	生年月日	年 月 日生
摘要				

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 新たに納税管理人を設ける場合には「新納税管理人」の欄に記入すること。
- 2 納税管理人を解除する場合には「旧納税管理人」の欄に記入すること。この場合において「次のとおり納税管理人を」とあるのは「次のとおり納税管理人を定めておりましたか」と読み替えるものとする。
- 3 証票番号が不明な場合は、「摘要」の欄に施設住所、施設名及び営業許可等の許可・認定・届出番号を記入すること。

第17号様式（条例第8条の2関係）

年 月 日

都税事務所長
支 庁 長 宛

特別徴収義務者
住所
ふりがな
氏名（名称及
び代表者名）
証票番号
電話番号

宿泊税 区域外納税管理人承認申請書

この度、都外に住所等を有する次の者について、私の納入すべき宿泊税に係る徴収金について、納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有するため、次のとおり納税管理人として 定める 変更する ことについて、承認を申請します。
解除する

新 納税管理人	住所等 ふりがな	電話番号 ()
	氏 名 (名 称)	生年月日 年 月 日生
旧 納税管理人	住所等 ふりがな	電話番号 ()
	氏 名 (名 称)	生年月日 年 月 日生
納入に関する一切の事項の 処理につき便宜を有する理由		
摘要		

（日本産業規格A列4番）

- 備考 1 新たに納税管理人を設ける場合には、「新納税管理人」の欄に記入すること。
- 2 納税管理人を解除する場合には「旧納税管理人」の欄に記入すること。この場合において「次のとおり納税管理人として」とあるのは「次のとおり納税管理人を定めておりましたが」と読み替えるものとする。
- 3 証票番号が不明な場合は、「摘要」の欄に施設住所、施設名及び営業許可等の許可・認定・届出番号を記入すること。

第18号様式（第8条の2関係）

年 月 日

都 税 事 務 所 長
支 庁 長 宛

宿泊税 区域外納税管理人承認通知書

年 月 日付で承認の申請があった区域外納税管理人については、下記のとおり納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有していると認め、申請のとおり承認したので、通知します。

住所等	電話番号 ()
氏 名 (名 称)	生年月日 年 月 日生
納入に関する一切の事項の 処理につき便宜を有する理由	

（日本産業規格A列4番）

- 備考 1 区域外納税管理人承認通知書にあっては、この様式を準用すること。この場合において、「便宜を有していると認め、申請のとおり承認したので」とあるのは「便宜を有していないと認め、承認しないこととしたので」と、「便宜を有する理由」とあるのは「便宜を有しない理由」と読み替えるものとする。
- 2 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき教示の文の標準を定める規則別記第1に準じた教示の文を付すこと。
- 3 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第19号様式（条例第8条の2関係）

都税事務所長 宛 支 庁 長 宛	年 月 日
特別徴収義務者 住所 ふりがな 氏名（名称及 ひ代表者名） 証票番号 電話番号	
宿泊税 納税管理人不設置認定申請書	
私の納入すべき宿泊税に係る徴収金については、下記の理由により、納税管理人を設置しなくてもその徴収の確保に支障がないため、納税管理人を設置しないことについて、認定を申請します。	
徴 収 の 確 保 に 支 障 が な い 理 由	
摘 要	

（日本産業規格A列4番）

備考 証票番号が不明な場合は、「摘要」の欄に施設住所、施設名及び営業許可等の許可・認定・届出番号を記入すること。

第20号様式（条例第8条の2関係）

都 税 事 務 所 長 支 庁 長	宛	年 月 日
宿泊税 納税管理人不設置認定通知書		
年 月 日付けで認定の申請があったこのことについては、納税管理人を設置しなくても宿泊税に係る徴収金の徴収の確保に支障がないと認定したので、通知します。		
徴 収 の 確 保 に 支 障 が な い 理 由		

（日本産業規格A列4番）

備考 1 納税管理人不設置否認通知書にあつては、この様式を準用すること。この場合において、「認定したので」とあるのは「認定できないので」と、「支障がない理由」とあるのは「支障がない」と認定できない理由」と読み替えるものとする。

2 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき教示の文の標準を定める規則別記第1に準じた教示の文を付すこと。

3 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第21号様式(条例第8条の3関係)

宿泊税過料処分通知書

被処分者
住所
氏名(名称及び代表名)

上記の者に対し、東京都宿泊税条例第8条の3の規定により金 円の過料を
処する。

処分理由

上記のとおり通知する。よって別に交付する納入通知書によりこれを納付しなけれ
ばならない。

年 月 日

都 税 務 所 長
支 庁

(日本産業規格A列4番)

備考1 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき教示の文の標準を定める規則
別記第1に準じた教示の文を付すこと。

2 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第22号様式(条例第8条の3関係)

月分宿泊税過料処分報告書

被処分者の住所、氏 名(名称)、徴収簿番号	過料決定年月日	過 料 額	違反事実内容
		円	

(日本産業規格A列4番)

第23号様式(条例第8条の3関係)

宿泊税過料処分整理簿			
被処分者の住所、氏名	宿泊税過料額		納入(納付)年月日
	年度	月別	
徴収簿番号	宿泊税		延滞金
徴収簿番号	金		
指定期限	催告期間	処分決定日	
年月日限り	催告期間		処分決定日
過料徴収番号	過料	納付年月日	
過料徴収番号	過料	納付年月日	
過料処分を決定した事由及び適用条文			

(日本産業規格A列4番)

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都宿泊税条例施行規則(以下「新規則」という。)別記第二号様式、第九号様式、第十号様式、第十号の二様式、第十二号様式及び第十四号様式は、施行日以後における宿泊に対して課すべき宿泊税から適用し、施行日前の宿泊に対して課すべき宿泊税については、なお従前の例による。

3 改正条例による改正後の東京都宿泊税条例第八条に規定する特別徴収義務者としての登録及び変更の申請に関し、新規則の規定に基づく必要な手続その他の行為については、施行日前においても行うことができる。

4 改正条例による改正後の東京都宿泊税条例第八条の二に規定する納税管理人申告書の提出又は納税管理人の申請及び承認並びに変更及び異動の申告又は申請及び承認並びに宿泊税の徴収の確保に支障がないことについての申請及び認定に関し、新規則の規定に基づく必要な手続その他の行為については、施行日前においても行うことができる。

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十八号

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例(令和八年東京都条例第七十一号)の施行期日は、令和九年四月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

印刷所

電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

